

# 今後の対処方針について

2021.1.27  
周南市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 市民への協力要請

市内で3つのクラスターが相次いで発生し、昨年11月下旬以降、家族・友人間や施設内、県外由来等による感染者が急増していることから、感染防止の徹底について、以下の事項を改めて要請

- 受験などやむを得ないものを除き、緊急事態宣言の対象区域への移動は自粛するとともに、対象区域から本市への帰省や旅行等を検討している家族や友人に対し、来市の自粛を働きかけるよう要請。
- 緊急事態宣言の対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、移動する際には、万全の感染防止対策を講じるよう要請。
- 会食する場合は少人数・短時間で、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着けるなど、より細心の注意を働きかけ。
- 家庭内外におけるマスクの着用や手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避ける、人と人との距離をとる、こまめな換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。
- 発熱や咳など体調に不安を感じる場合は、出勤等を控え、速やかに かかりつけ医や受診・相談センター（#7700）に、相談するよう働きかけ。
- 医療従事者や感染された方等への誹謗中傷や心ない言動を慎み、冷静な対応をとるよう働きかけ。

## 2. 事業者、関係団体への協力要請

- 緊急事態宣言の対象区域への出張や、対象区域からの来訪を伴う会議・イベント等の開催を控えるよう働きかけ。
- 感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。  
特に、感染リスクの高い医療機関や高齢者施設などには、県と連携し、改めて感染防止対策の徹底を強く要請。
- 感染防止対策を徹底している店舗、特に周南料飲組合が認定している「安心安全優良店舗」や県が推進している「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」の推奨。

## 3. 公共施設、市主催イベント等の取り扱い

- 公共施設の運営や市主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 各部局を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- その他、「令和2年12月1日以降に周南市が主催するイベント等の開催に関する判断指針」に基づき感染防止対策を徹底。

## 4. 学校等の対応

- 子どもたちの健やかな学びを保障していくために、教科の学習はもとより、部活動等においても感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、可能な限り学校教育活動を継続して実施。
- きめ細かな健康観察をはじめ、子どもたちのみならず家族全員の状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

## 5. 市民等への情報発信

○感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、市民や事業所等へ周知。

○市民や事業所等への周知・注意喚起に当たっては、市ホームページやSNS、ケーブルテレビ、「しゅうなんメール」、デジタルサイネージ等、各種メディア等を通じて重層的に情報を発信。

○接触感染アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

## 6. 感染拡大に備えた対応

### (1) PCR等検査体制の強化等

○本年9月に設置した「地域外来・検査センター」の活用

○検査費用の一部を助成し、検査を受けやすい体制を整備

- ・対象者 一定の妊婦の配偶者または親のうち1名  
65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人
- ・検査方法 会場を設け、ドライブスルー方式（完全予約制）

### (2) 医療提供体制の拡充

インフルエンザ流行期に備えて、発熱患者等が「かかりつけ医」などの身近な医療機関で相談・診療・検査を受けることができる体制を整備

### (3) ワクチン接種の推進

ワクチン接種の迅速かつ円滑な実施に向けた取組を推進し、本年度中に接種を開始